

## 学校法人川崎学園公的研究費の不正防止規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人川崎学園(以下「学園」という。)の設置する川崎医科大学、川崎医療福祉大学及び川崎医療短期大学(以下「大学等」という。)における科学研究費補助金等(以下「公的研究費」という。)にかかる不正行為の防止と対応について関係法令・通知等に定めるもののほか必要な事項を定める。

(不正行為)

第2条 この規程において不正行為とは、公的研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動の成果に係る捏造、改ざん、盗用等をいう。

(管理体制)

第3条 大学等は、公的研究費及び研究活動にかかる不正防止のため、管理運営体制を定め学内外に公表するものとする。

(不正防止計画)

第4条 学長は、不正防止計画を推進するため大学等にそれぞれ不正防止計画推進部署(以下「推進部」という。)をおく。

2 推進部の組織については大学等の定めるところによる。

(物品購入・検収)

第5条 物品(薬品、実験動物等を含む)の購入、備品の修理等、研究用検査委託等に係る業務は、大学事務局購買部がこれを行う。ただし、緊急時の物品購入及び備品の修理並びに検収方法及び検収担当部署については大学等が別に定める。

(業者の処分)

第6条 物品購入に際し、不正取引に関与したことが明らかと認める取引業者については、推進部の協議を経て、学長は当該業者に対し、取引停止等の処分を行うことができる。

(通報窓口)

第7条 通報窓口を事務局総務部人事課のほか大学等の定める部署に置く。

2 通報窓口に関する事項は別に定める。

(報告)

第8条 総務部長は、通報窓口寄せられた情報を大学等の事務部長に伝達するものとする。

2 事務部長は、最高管理責任者及び総括管理責任者に前項の情報を報告しなければならない。

3 学長は、必要があると認めたときは調査委員会を設置し総務部との連携による調査を指示するものとする。

4 調査委員会については別に定める。

(監査制度)

第9条 学長は、不正防止対策のための内部監査及びモニタリング機能を有する機関として推進部を充てることができる。

2 事務局長は、必要に応じて推進部と監事及び監査法人の連携を図り体制、活動、会計等に関する内部監査を補佐する。

(施設への委任)

第10条 この規程の定めるものの他、この規程の施行に関し必要な事項は、学園の方針に基づき大学等の

学長がこれを定めることができる。

( 規程の改廃 )

第11条 この規程の改廃は、理事長の承認を得て行う。

附 則

この規程は平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年6月1日から施行する。